

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 24) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。</li> <li>・そのほか、所要の措置を講ずる。</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興法(昭和28年法律第72号) 第19条</li> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第4項柱書及び表第3号、第45条第3項柱書及び表第3号</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第26項、第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第27項</li> </ul>
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設(製造業のみ)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p>

			<p>平成 19 年度 適用期限の2年間延長          拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年間延長          拡充(情報サービスを追加)          除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組          拡充(農林水産物等販売業を追加)          拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる))          拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条          租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3)          (令和4年6月7日閣議決定)          (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)          過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図  <b>【基本計画(平成 29 年9月策定)】</b>          II. 地方行財政          2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口          令和2年度:349 千人 → 令和 7 年度目標値 315 千人以上</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口          平成 30 年度末～令和 2 年度末の離島振興対策実施地域の人口</p>

			<p>前年比の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p><b>【参考指標】</b>          本特例措置を適用した企業の新規雇用者15人/年※の確保を参考指標として掲げる。          ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数          (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>51</td> <td>74</td> <td>88</td> <td>116</td> <td>147</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書の資産数をもとに件数を算出。          2 R4は、関係都道県へ行った調査の見込み件数(35件)を基にし、R5、R6においては、R4の見込件数並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>          ・R4適用見込件数=R3からの継続件数(81件)+R4適用見込件数(新規35件)</p> <p>R4の適用見込件数(新規)は35件なので(関係都道県への調査による)、R5、R6もR4並みとした。</p> <p>・R5適用見込件数=R4からの継続件数(112件)+R5適用見込件数(新規35件)</p> <p>・R6適用見込件数=R5からの継続件数(134件)+R6適用見込件数(新規35件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。          ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用件数	51	74	88	116	147	169
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用件数	51	74	88	116	147	169											
		② 適用額	<p>○適用額          (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>68</td> <td>81</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用額	65	58	57	68	81	72
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用額	65	58	57	68	81	72											

		<p>適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。</p> <p>当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額  普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額</p> <p>2 R4は関係都道府県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R5、6はR4の見込み金額並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>  R3適用額 = R2適用額(継続) + R3適用額(新規)  R4適用額 = R3適用額(継続) + R4適用額(新規)  R5適用額 = R4適用額(継続) + R5適用額(新規)  R6適用額 = R5適用額(継続) + R6適用額(新規)</p> <p><b>【計算式】</b>  取得(年度当初残存)価額 × 償却率 × 割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
	<p>③ 減収額</p>	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 931 1406 1128"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。  適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。</p> <p>当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額  普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額  割増償却額 × 税率(各年度の数値) = 減収額</p> <p>2 計算式は以下のとおり。  適用額 × 法人税率(23.2%)</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。</p> <p><b>【法人住民税】</b>  減収額 = 法人県民税減収額 + 法人市町村民税減収額  法人県民税減収額 = 法人減収額 × 県民税率(1.0%)  法人市町村民税減収額 = 法人税減収額 × 市町村民税率(6.0%)  ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p><b>【法人事業税】</b></p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	法人税	15	13	13	16	19	17	法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2	法人事業税	10	9	9	11	13	12
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)																								
法人税	15	13	13	16	19	17																								
法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2																								
法人事業税	10	9	9	11	13	12																								

		<p>減収額＝普通償却額×法人事業税率(7.0%)  ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。  減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額  減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民減収額  普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税</p>														
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  ○政策目的の達成状況  (離島振興対策実施地域の人口)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1" data-bbox="596 663 1407 786"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>358</td> <td>348</td> <td>344</td> <td>334</td> <td>328</td> <td>321</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、住民基本台帳の登録人数。  2 R4～R6の算定根拠:H30年度末～R2年度末人口前年比の平均値0.979。R2年度末人口348,875人(住基人口)に前年比平均値0.979を乗じて算出したR3年度末人口341,857人(政策目標値)に前年比平均値を乗じてR4を、さらに前年比平均値を乗じてR5を、R5に前年比平均値を乗じてR6を算出。</p> <p>○達成目標の実現状況  令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の342千人を上回っているところ。令和7年度時点の離島人口315千人以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  平成28年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に直接影響する。</p> <p>本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。</p> <p>なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	人口	358	348	344	334	328	321
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)										
人口	358	348	344	334	328	321										

			(設備投資に伴う新規雇用者数) (単位:人)														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15											
			(注)1 R元～R3の新規雇用数については、関係都道府県を通じ、企業に聞き取った人数。 2 R4～R6は、R4の関係都道府県へ行った調査による新規雇用数の見込み数。それをもとにR5、R6も同数と見込み算出。														
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>定住の促進には雇用環境の確保や産業の活性化が不可欠である。個々の企業活動の活性化には設備投資による事業拡大や高付加価値化が有用であり、これを誘発・促進することが必要。このためには、特に離島の産業振興に寄与する重要産業に特化して設備投資の際の一時的な資金源を緩和し、設備投資に踏み切れるような措置を講ずる必要がある。したがって、課税の繰り延べ効果を生じさせる当該措置を講じることが適当である。</p>														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接、民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>														
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>														
12	有識者の見解		なし														
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月														

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度  
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	40	50	14
	適用額(百万円)	46	8	3
規 継	減収額(百万円)	11	2	1
	適用件数(件)	11	24	74
続	適用額(百万円)	19	50	54
	減収額(百万円)	4	11	12
計	適用件数(件)	51	74	88
	適用額(百万円)	65	58	57
	減収額(百万円)	15	13	13

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県からの調査で確認書の資産数をもとに算出した。  
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	35	35	35
	適用額(百万円)	24	24	24
規 継	減収額(百万円)	6	6	6
	適用件数(件)	81	112	134
続	適用額(百万円)	44	57	48
	減収額(百万円)	10	13	11
計	適用件数(件)	116	147	169
	適用額(百万円)	68	81	72
	減収額(百万円)	16	19	17

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和4年度見込み(令和3年度までの関係都道府県調査結果から算出)

<適用件数>適用見込件数 116件(R4年度適用見込件数=新規①+継続②)

(算出根拠) 【新規適用件数】35件(①)

①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数:104件/3年=35件

【継続適用件数】81件(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

<適用額>適用見込額 68百万円(R4年度適用見込額=新規①+継続②) 見込件数で上がった数値をもとに算出

(算出根拠) 【新規適用見込額】24百万円(①)

①「(業種・設備投資別)令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」\*「耐用年数ごとの償却率」\*「設備投資別の割増償却率」\*「件数」=適用額

※R1~R3年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとにR1~R3年の適用件数の割合から「件数」を計上。

業種	設備投資種別	平均取得額(百万円)	償却率	割増償却率	適用額(百万円)	件数	適用額合計(百万円)
製造	建物・付属設備	15	0.033	0.48	0.2	5	1
製造	構築物	9	0.033	0.48	0.1	9	0.9
製造	機械・装置	15	0.2	0.32	1	9	9
旅館	建物・付属設備	82	0.033	0.48	1.3	8	10.4
農林	建物・付属設備	43	0.033	0.48	0.7	4	2.8
合計		—	—	—	—	—	24.1

【継続適用見込額】44百万円(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

<減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

<計>

当該年度の新規(初年)見込件数(額)と継続(2年目以降)見込件数(額)を合算したもの。

・ 令和5、6年度見込み

【新規】

<適用件数> 令和4年度の見込件数並みとした。

<適用額> 令和4年度の適用見込額並みとした。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】

<適用件数> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

<適用額> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。